インチキ判決原告代理人文書対応表

2018/10/22

NO	箇所	インチキ判決	書類	辰工務店代理人文書	解説
1	第3当裁判所の判断の1認定事実（3）	その際、本件事務所の防水については当時主流だったゴムシート防水とされ、被告黒木は自らのノートに「3. 屋根：ヘーベル100mm＋シート防水」と記入した。	第4準備書面第1の2	その際、本訴被告黒木は自らのノートに「3. 屋根：ヘーベル100mm＋シート防水」と自筆で記載している。シート防水としては主流だったゴムシート防水が本件建物の防水仕様であったことを認識していたものである。	リマークビルはゴムシート防水（ア1.2）、辰工務店ビルは塩ビシート防水（ア2.0）であり、「主流だったゴムシート防水」という客観的事実はどこにもないにも拘わらず、辰工務店の一方的主張を認定事実としたもの。
2	同上	この際、被告黒木は、耐用年数30年くらいの防水仕様にしてほしいとの要望を被告会社に出したことはなく、シート防水において耐用年数が30年のものも存在していなかった。	第4準備書面第1の2	そして、ゴムシート防水の耐用年数が約13年程度であることは広く知られて一般的な事項であることから、「防水等の基本的性能については、余程の大規模地震や台風被害にでも遭わない限り、30年余りは心配ない」との本訴被告会社の考えは、単なる勘違い又は思い込みに過ぎず、錯誤の対象になり得ない。	建築に対して素人であり、専門家に任している顧客の私が、耐用年数30年くらいの防水仕様にしてほしいとの要望を被告会社に出す筈もなく、岸田裁判官が、辰工務店の主張に沿った内容を認定事実とした極めて不当なもの。
3	第3当裁判所の判断の1認定事実（4）	原告会社は、平成21年頃にも本件事務所1階の雨漏りに関する補修を行っており、原告豊一は、原告会社従業員から、脱気装置をつけて補修をした旨の報告を受けた。	原告豊一尋問調書	「岩切の報告からすると、平成21年に1階の雨漏りの依頼があって、それを補修した時に、屋上、全部調査した時に、屋上のシート防水が膨れたりしていたところがあったので、そこを脱気筒をつけて、補修したというふうに報告を受けています。」	脱気筒をつけた経緯については、辰工務店は裁判開始から2年以上コメントを避けていたが、尋問にて突然平成21年に設置したと言い始めた。そこで私は補修工事をした証拠提出を求めたが、辰工務店は拒否した。ところが、岸田裁判官は証拠提出を拒否した工事を事実として認定した極めて不当なもの。
4	第3当裁判所の判断の1認定事実（10）	被告黒木は、本件ホームページ（「日向消費者問題フォーラム」と題するホームページ）を運営しており、同ページのブログにおいて、次の書込みを行っていた。→以下ア～スまで4頁半に渡り27ヶ所の名誉毀損表現との指摘箇所の列挙	訴えの変更申立書及び第2準備書面第2の1	被告黒木は、自らが運営するホームページ「日向消費者問題フォーラム」のブログに、（中略）以下の書込みを行い、原告らの名誉をさらに毀損している。→以下27ヶ所の名誉毀損表現との指摘箇所の列挙	岸田裁判官は、辰工務店代理人弁護士が名誉毀損表現と指摘した27箇所全てを「1認定事実」の249行の内122行（49%）用いて列挙した。私に対する徹底して不公平な扱いをする強い意思を示す事実。

インチキ判決原告代理人文書対応表

2018/10/22

NO	箇所	インチキ判決	書類	辰工務店代理人文書	解説
5	第3当裁判所の判断の2本訴に係る請求について(1)イ	本件ホームページの記載は、原告会社が、①顧客からの正当な問合せや情報公開の請求に対し、合理的理由なくこれを拒むばかりか、被告黒木の言論を抑圧するため訴訟を提起したり、刑事告訴をすると脅してくる企業であること／原告会社が、不祥事を指摘した顧客を不当に取り扱った上、隠蔽を図ろうとする悪質かつ無責任な会社であるとの印象を抱かせるものといえる	訴えの変更申立書及び第2準備書面第2の3	原告会社に正当な問合せをしたに過ぎない被告黒木に対し、情報公開を断念させるために刑事告訴をすると脅した上、不当提訴を提起したとの事実を摘示し、また、原告会社が不祥事を指摘した顧客を不当に扱い、社会的責任を全くとらない無責任な企業であるとの印象を生じさせる／原告会社は自己の顧客を軽視し、自らが作出した欠陥住宅につき社会的責任を全くとらない無責任な会社である、原告会社は苦情を言う顧客を黙らせるために訴えの提起を行う悪徳企業であるとの印象を生じさせるものであるから	岸田裁判官は、名誉毀損という結論に導くために、辰工務店代理人弁護士による主張から特徴的表現をピックアップし、印象操作の強化を図った。これは、明らかに辰工務店を有利にする意図をもって書いた不当な恣意的判決文である。
6	同上	②同社の実施した本件各請負工事に欠陥が多数存在すること／原告会社の工事の能力や完成度に疑問がある会社であるとの印象			原告が主張もしていないことを名誉毀損に該当する項目としたとは、何と原告に優しい裁判官か！？恐らく、名誉毀損を成立させることに夢中になり、原告の主張にないことをすら気付かなかった結果だ。
7	同上	③入札談合を行い、日向市が実施する公共事業を受注している可能性があること④これまで頻繁に談合を行い、その経営者も談合に対して積極的ないし寛容であること／原告会社及びその代表者が入札談合を繰り返す犯罪企業であるなどの印象を生じさせるものである	第2準備書面第2の3	原告会社が、長年に渡り、建築請負の入札談合を繰り返しているとの事実を摘示し、(中略)原告会社は、規範意識が鈍麻しており、自己の利益のために、(中略)入札談合を繰り返す犯罪企業であるとの印象を生じさせるものである	岸田裁判官が全面的に辰工務店の主張を受け入れていることがよくわかる。ところで、早川裁判官も岸田裁判官も、談合エピソードが事実であるかどうかを直接私に質問したことはなく、談合が事実であるかどうかを直接原告豊一に質問したこともないのはどうしてだろうか？名誉毀損に該当するかどうかはまず事実であるかどうかの判定が最重要な筈であるのに、その確認を省くというのは、辰工務店に配慮したからである。配慮した一方で、名誉毀損を認めた訳だから、東京医科大入試で特定の生徒に加点して合格させたケースと同じ扱いと言える。